



退職予定の方へ「任意継続組合員制度」のご案内

退職後の保険証はお決まりですか？今お持ちの共済組合員証は、**退職の翌日から使用できません。**退職後に、再就職する、ご家族の被扶養者となる、公立学校共済組合を任意継続する、などそれぞれの生活に応じた健康保険に加入することになります。退職する前に、退職後に加入する健康保険を確認しておきましょう。

ここでは、公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」についてご案内します。

次の2つの条件を満たす方は任意継続組合員申出書を提出することにより、「任意継続組合員」として退職後も引き続き2年間、在職時とほぼ同様の短期給付（医療費等）を受けることができます。

1. 退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった方

この場合の「組合員」には、フルタイム再任用の組合員や、他の国家公務員、地方公務員共済組合の組合員を含みますが、任意継続組合員は含まれません。

2. 退職後、再就職により健康保険または共済組合に加入する方以外の方

再就職先から保険証をもらえる方は任意継続できません。

また、上記の条件を満たしていても、**①国民健康保険に加入する ②家族の被扶養者となる**という方法もあります。保険料（掛金）や給付内容を比較したうえで、退職後の健康保険を決めてください。

なお、詳細については、退職予定者向け冊子「ゆとり」をご覧ください。



ライフプランガイドブック「ゆとり」の配付について

各所属所に1冊ずつ配付済みですが、個人配付については次のとおりです。

定年退職予定者 10月初旬に各所属所へ配付済みです。

定年以外の退職予定者 退職準備セミナー参加者は、セミナー当日に配付します。

退職準備セミナーに参加しない方で、配付を希望する場合は、**340円分の切手を貼った角2封筒に「住所・所属所・希望者の氏名」を記入し、下記あてに送付して請求してください。**

請求先 〒260-8619 千葉市中央区市場町1-1
公立学校共済組合千葉支部厚生班